

鳥取県外国人患者に対する医療提供体制整備補助金（新型コロナウイルス感染症対応）交付要綱

（趣旨）

第1条 この要綱は、鳥取県補助金等交付規則（昭和32年鳥取県規則第22号。以下「規則」という。）第4条の規定に基づき、鳥取県外国人患者に対する医療提供体制整備補助金（新型コロナウイルス感染症対応）（以下「本補助金」という。）の交付について、規則に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（交付目的）

第2条 本補助金は、県内の病院、診療所（歯科を含む）、薬局等の医療関係機関において、新型コロナウイルス感染症の感染防止等のため、外国人への適切な対応が行えるよう、設備整備（多言語に対応した翻訳機器の整備等）を支援することを目的として交付する。

（補助金の交付）

- 第3条 県は、前条の目的の達成に資するため、別表の第1欄に掲げる事業（以下「補助事業」という。）を行う同表の第2欄に掲げる者に対し、予算の範囲内で本補助金を交付する。
- 2 本補助金の額は、補助事業に要する別表の第3欄に掲げる経費（以下「補助対象経費」という。）の額（消費税及び地方消費税を除く。）に同表の第4欄に定める率（以下「補助率」という。）を乗じて得た額以下とし、同表の第5欄に定める額（以下「補助上限」という。）を限度とする。
 - 3 なお、鳥取県産業振興条例（平成23年鳥取県条例第68号）の趣旨を踏まえ、補助事業の実施に当たっては、県内事業者への発注に努めなければならない。

（交付申請の時期等）

- 第4条 本補助金の交付申請時期は、毎年度知事が別に定めるものとする。
- 2 規則第5条の申請書に添付すべき同条第1号及び第2号に掲げる書類は、それぞれ様式第1号及び様式第2号によるものとする。

（交付決定の時期等）

- 第5条 本補助金の交付決定は、原則として、交付申請を受けた日から30日以内に行うものとする。
- 2 本補助金の交付決定通知は、様式第3号によるものとする。

（承認を要しない変更）

- 第6条 規則第12条第1項の知事が別に定める変更は、補助事業ごとに別表の第6欄に定めるもの以外の変更とする。
- 2 第5条第1項の規定は、変更等の承認について準用する。

（実績報告の時期等）

- 第7条 規則第17条第1項の規定による報告（以下「実績報告」という。）は、次に掲げる日までに行わなければならない。
- （1）規則第17条第1項第1号又は第2号の場合にあっては、補助事業の完了又は中止若しくは廃止の日から30日を経過する日
 - （2）規則第17条第1項第3号の場合にあっては、補助事業等の完了予定年月日の属する年度の翌年度の4月20日
- 2 規則第17条第1項の報告書に添付すべき同条第2項第1号及び第2号に掲げる書類は、それぞれ様式第1号及び様式第2号によるものとする。

(財産の処分制限)

第8条 規則第25条第2項ただし書の期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和四十年大蔵省令第十五号）で定める耐用年数とする。

2 規則第25条第2項第4号の財産は、次のいずれかに該当するものとする。

(1) 取得価格又は効用の増加価格が10万円以上の機械及び器具

(2) その他交付目的を達成するため処分を制限する必要があるものとして知事が別に定めるもの

3 第5条第1項の規定は、規則第25条第2項の承認について準用する。

(提出書類の部数等)

第9条 規則及びこの要綱の規定により知事に提出する書類は、正本1部を提出しなければならない。

(協力医療関係機関の登録)

第10条 本補助金は、外国人患者に係る県の協力医療関係機関（以下「協力機関」という。）に登録した医療関係機関に交付するものとし、本補助金の交付決定をもって、協力機関として登録するものとする。

2 前項において本補助金を受けようとする医療関係機関は、申請に際して協力機関への登録及び登録後は当該医療関係機関が協力機関であることを、県が広報することについて同意するものとする。

(収益納付)

第11条 補助事業者は、補助事業により取得し又は効用の増加した財産を処分したことにより、収入があったときには、速やかに県へその旨を報告しなければならない。

2 前項の場合において、県がその収入の全部又は一部に相当する額を県に納付するよう指示したときは、補助事業者は、これに従わなければならない。

(雑則)

第12条 規則及びこの要綱に定めるもののほか、本補助金の交付について必要な事項は、福祉保健部長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和3年8月31日から施行する。

様式第1号（第4条、第7条関係）

<p>年度外国人患者に対する医療提供体制整備事業 (新型コロナウイルス感染症対応) 計画（報告）書</p>	
<p>1 購入機器等の概要（目的、購入（予定）金額、機器名称、数量、仕様等）</p>	
<p>2 購入機器等の設置又は設備整備の実施場所（名称、住所）</p>	
<p>3 前年度以前に「鳥取県外国人患者に対する医療提供体制整備補助金」又は「鳥取県外国人患者に対する医療提供体制緊急整備補助金（新型コロナウイルス感染症対応）」を活用して設備整備（機器購入等）を行った場合は、当該整備では不足する理由（申請時のみ記載すること）</p>	
<p>【添付資料】</p>	
<p>（申請時）</p>	
<ul style="list-style-type: none">・見積書の写し又はカタログの写し等、購入機器又は設備整備の内容、金額がわかるもの	
<p>（実績報告時）</p>	
<ul style="list-style-type: none">・領収書の写し（整備項目が複数にわたる場合で、領収書にその内訳が記載されていない場合は、内訳のわかる資料を添付すること。また、院内の案内表示等の設備整備を行う場合は、写真及び設置場所がわかる図面を添付すること）	

様式第2号（第4条、第7条関係）

<p>年度外国人患者に対する医療提供体制整備事業 (新型コロナウイルス感染症対応) 収支予算（決算）書</p>	
<p>総経費（消費税及び地方消費税を除く）</p>	
	円
財源	本補助金（補助対象経費）
	自主財源等その他財源
	円